

宇和島市立城北中学校の部活動等に係る活動方針

宇和島市立城北中学校
校 長 梶谷 宗範

1 はじめに

部活動は学校教育活動の一環として、スポーツや文化に興味と関心を持つ同好の生徒が、教員等の指導の下に、自発的・自主的に行うものであり、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。また、人間形成を支援するものであることはもとより、その適切な運営は、生徒の明るい学校生活を一層保障するとともに、生徒や保護者の学校への信頼感をより高め、更には学校の一体感の醸成につながるものである。

(1) 活動の目的

ア 技術等の向上を図るとともに、挨拶・礼儀作法・基本的生活習慣など人間として必要な道徳性を身に付けさせる。

(ア) 挨拶・返事・さわやかな言行の指導

(イ) 休日の登下校の際の交通マナーの徹底

イ 心身の調和のとれた発達をスポーツや文化活動を通して促進する。

ウ 個々の生徒の能力・適性の把握に努め、その伸長を図る。

エ 教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育て、社会人として望ましい生活様式を体得させる。

オ 生徒の興味や関心を重んじ、自主的・自発的な態度を育てる。

(2) 部活動の位置付け

ア 部活動の教育的価値を認め、学校教育活動の一環として全教職員でこの経営に当たる。

イ 部活動の経営については、顧問の自主性を尊重する。

ウ 練習や経営については、原則として諸計画に従って実施する。

エ 全学年、希望者のみの参加とする。

オ 部活動経営に関する諸問題については、可能な限り顧問会の決議を尊重する。しかし、全て校長の承認を得る。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 方針の策定等

ア 市指針に則り、「城北中学校の部活動等に係る活動方針」を策定し、部活動顧問は、年間の「活動計画」並びに毎月の「活動計画」及び「活動実績」を作成し、校長に提出する。

イ 上記アの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへ掲載等により公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 生徒数や教師数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間労働の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を配置する。市郡総体で規定数に不足したり、市郡新人総体で2年続けて規定数に不足したりした部活動については、原則廃部とする。

イ 部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

ウ 管理職は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 部活動の実施に当たっては、文部科学省作成の「運動部活動での指導のガイドライン」、県教委作成の「運動部活動運営ガイドー改定版ー」、市教委作成の「運動部活動指針」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

イ 部活動顧問は、スポーツ医・科学の見地からも、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要がある。また、適度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないことを正しく理解し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、スポーツ競技の国内統括団体が作成・公表する、運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引を、積極的に活用して3(1)に基づく指導を行う。

(3) 地域の特性を生かした運動部活動の推進

中学校体育連盟、市スポーツ協会及び各競技団体と連携を図りながら、運動部の合理的かつ効率的・効果的な活動を推進する。

4 適切な休養日等の設定

(1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。平日は少なくとも1日（原則水曜日）、土曜日及び日曜日（以下「週末」という）は、少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

(2) 長期休業中の休養日の設定についても週当たり2日の休養日を設け、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。休業中の日曜日は、原則として活動しない。

(3) 活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

(4) 各月の下校時刻を知らせる。

4 月	17:50	5 月～7 月	18:00
8 月	別記	9 月	18:00
10 月（1 日～15 日）	17:45	10 月（16 日～31 日）	17:30
11 月（1 日～15 日）	17:15	11 月（16 日～）、12 月	17:00
1 月（～15 日）	17:15	1 月（16 日～31 日）	17:30
2 月	17:30	3 月	17:45

- (5) 定期試験 1 週間前より試験終了前日までは活動中止とする。ただし、各種大会等の前は校長の許可を得て、最大 1 時間の活動を行うことができる。
- (6) 活動時間の延長は、各種大会等の 2 週間前より 17:45 下校を限度に、校長の許可を得て実施できる。その場合、体育主任及び全教職員に必ず連絡し、「部活動対外試合一覧」に記入する。
- (7) 活動時間を延長できるのは、市郡新人総体終了後より 2 月までとする。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

- (1) 生徒のニーズを踏まえた運動部・文化部の設置

生徒の 1 週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあることや、現在の運動部が生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部・文化部を設置するよう努める。

- (2) 地域との連携等

ア 生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体と連携し、保護者の理解と協力等による、学校と地域がともに子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 学校と地域・保護者がともに子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

学校の部活動が参加する大会・試合の全体像を把握し、生徒の教育上の意義を考慮して、週末等に開催される様々な大会等に参加することが生徒や部活動顧問にとって過度な負担にならないよう、参加する大会等の上限の目安を定めるなど、参加する大会等を精査する。

7 指導と管理について

- (1) 顧問は可能な限り指導・監督に当たり、万一校外に出て指導が不可能な場合は、代理を依頼する。
- (2) 顧問会・部長会は必要に応じて行い、連絡調整を密にして協議する。
- (3) 顧問は部員の一人一人を見つめ、人間関係を深めていく中で、個々の生徒の良き相談相手であるように努める。
- (4) 1 年生は 4 月下旬の入部届提出後より正式入部とし、入部届を、学級担任を通じて顧問へ提出する。
- (5) 服装は体操服や学校ジャージ、白のワンポイント T シャツ、各部でそろえた服装とする。防寒着については個人のものを使用してもよい。また、活動中は服装の着こなしをきちんとするよう指導する。
- (6) 登下校の服装は、授業日は制服とし、授業がない日や午前中授業等で一度帰宅したときは、部活動の服装で登校してもよい。
- (7) 部員の健康管理には常に留意する。

- (8) 顧問は下校時刻を厳守させ、戸締り等の確認をして部員を集合させ確認した後、下校指導をする。
- (9) 終日活動等をする場合は、できるだけ弁当を持参させるようにする。どうしても弁当を購入する必要がある場合は、顧問に必ず連絡させること。弁当は、ピロティー付近で食べる。校舎内や部室での飲食は禁止だが、顧問の監督の下であれば教室等を使用させてもよい。
- (10) ピロティーで練習をする場合、ボールの使用は禁止とする。また、民家に隣接していることを踏まえて、時間帯や練習内容を考える。

8 部室等の鍵の取扱について

- (1) 顧問は部室の管理を徹底させ、部活動に不必要なものは置かせない。月に1回程度顧問が点検し、体育主任が適宜確認する。また、部室を使用できるのは活動時のみとする。
- (2) 部室等の鍵は全て職員室で管理し、生徒は持たない（持ったままにしない）。
- (3) 職員室の鍵掛けには、鍵以外掛けない。
- (4) 校内での活動中は、各部の顧問もしくは部長（不在時はそれに準ずる者）が鍵を管理する。
- (5) 活動中は部室の施錠をしておく。
- (6) 校内での活動中以外は、常に職員室に鍵を掛けておく（休日も同様とする）。
- (7) 朝練習後は、1校時が始まるまでに鍵を職員室に返却させる。
- (8) 放課後は、終わりの会の前以降に鍵を取りに来させる。
- (9) 体育倉庫を開けた場合、鍵は倉庫内の鍵掛けに掛ける。また、原則として体育倉庫を開けた者（部）が鍵を閉めて、職員室に返却する。

9 部活動の予算について

- (1) 各部の予算は、生徒会会計の中の部活動費、PTA特別協力費の中の部活動援助費、中学校各種大会補助金をもって編成する。
- (2) 予算の編成は、生徒会会計担当・教頭及び体育主任が行い、職員会議等で協議し、校長の承認を得て執行し、年度末に決算し、校長の承認を受ける。

10 その他

- (1) 大会終了後又は翌朝、校長へ結果を報告すること。また、必要があれば後日全教職員へも報告すること。